

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI（Private Finance Initiative）法」という。）第5条に定める手続に準じて、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）を定め、公表します。

平成24年3月30日

武蔵野市長 邑上 守正

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針

武蔵野市（以下「市」という。）は、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図ることにより、効率的かつ効果的に実施することを計画しています。

このため、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）及びPFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成13年1月22日）等に定める手続に準じて、本実施方針を定めて公表するとともに、広く積極的な意見及び提案を求めます。

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	特定事業の選定に関する事項	1
2	特定事業の選定方法に関する事項	4
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	民間事業者の募集及び選定	5
2	事業者の選定手順	5
3	総合評価の方法	6
4	提出書類の概要	7
5	入札参加者の参加資格要件	8
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1	民間事業者の責任の明確化に関する事項	13
2	民間事業者の責任の履行の確保に関する事項	13
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	本施設の立地に関する事項	16
2	本施設の規模及び配置に関する事項	16
第 5	協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
1	関係者協議会の設置	17
2	管轄裁判所の指定	17
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	18
2	本事業の継続が困難となった場合の措置	18
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3	その他の措置及び支援に関する事項	19
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1	議会の議決	20
2	書類作成に係る費用	20
3	実施方針の公表に関する事項	20
4	今後のスケジュール	22
5	その他	22
	添付資料等	23

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業名称

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

新武蔵野クリーンセンター（仮称）

イ 種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

ウ 施設の概要

(7) 焼却施設（熱回収施設）

計画ごみ量は約30,607 t / 年とし、計画ごみ質は基準ごみ9,300 kJ / kg、低質ごみ6,000 kJ / kg、高質ごみ13,500 kJ / kgとします。

施設規模は120 t / 日（2系列、24時間連続稼働）とし、処理方式はストーカ方式とします。

(4) 不燃・粗大ごみ処理施設

計画ごみ量は約2,184 t / 年とします。

施設規模は10 t / 5 hとします。

(3) 公共施設等の管理者等

武蔵野市長 邑上 守正

(4) 事業目的

本事業は、武蔵野クリーンセンター（以下「現施設」という。）のごみ処理設備が耐用年数を迎つつあることから建て替えるにあたり、市民参加方式により策定した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年7月武蔵野市）に基づき、安全かつ安心な新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備及び運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施することを目的とします。

(5) 事業の概要

本事業は、市が所有する本施設の整備及び運営を一括して民間事業者を実施させ

るとともに、長期複数年にわたり本施設の運営を包括的に委託する、いわゆる D B O (Design Build Operate デザイン ビルド オペレート) 方式により実施するものとします。

また、本施設の運営を長期複数年にわたり安定的に継続させるために、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)は、本施設の運営の遂行のみを目的とした会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社(以下「運営事業者」という。)を設立することとし、当該運営事業者が事業者とともに本施設の運営を実施することとします。

事業者は、現施設が稼働している間に、本施設のうち焼却施設(熱回収施設)、不燃・粗大ごみ処理施設、再利用する現施設の既存煙突の内筒及びこれらに関連する附帯施設から構成される新工場棟を整備し、新工場棟を市に引き渡したうえで運営事業者とともに新工場棟の運営を実施することとします。

市は、新工場棟の引き渡しを受けてから、現施設のうちごみ処理設備が備えられている工場棟の部分を解体撤去し、現施設の管理棟部分のリニューアル工事を行うこととします。

事業者は、市による現施設における工場棟の解体撤去の開始とともに、本施設のうち新管理棟、再利用する煙突の外筒部分の耐震補強部分、連絡通路及び関連する附帯施設から構成される新管理棟等を整備し、完成後に市に引き渡すこととします。

(6) 特定事業の業務内容

本事業において事業者及び運営事業者が実施する業務は、次のアからウまでに掲げるものとします。

ア 経営管理業務

本事業を長期複数年にわたり安定的に継続させるための運営事業者自らの経営管理業務

イ 施設整備業務

本施設を整備するために必要な以下の業務

- (7) 設計業務
- (4) 建設業務

ウ 施設運営業務

本施設を運営するために必要な以下の業務

- (7) 本施設の運転管理業務
- (4) 本施設の維持管理業務
- (9) 施設運営業務期間終了後の市への引継ぎ業務

(7) 事業期間

本事業は、本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日(平成25年6月予定)から平成49年3月31日までの約24年間を事業期間とします。

そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日から平成31年6月30日までの約6年間とし、平成29年3月31日に新工場棟を市に引き渡すものとします。

また、施設運営期間は、新工場棟の引渡日の翌日から平成49年3月31日までの20年間とします。

(8) 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次のア及びイに掲げる費用を事業者又は運営事業者を支払います。

ア 施設整備費

市は、本施設の整備を実施する事業者に対して本事業における施設整備業務の実施の対価(以下「施設整備費」という。)を支払います。支払は、基本的に出来形に応じて年度ごとに支払うものとします。

イ 施設運営費

市は、運営事業者に対して本事業における施設運営業務の実施の対価(以下「施設運営費」という。)を支払います。支払は、施設運営業務が適正かつ確実に遂行されたことを市が確認したうえで、4半期ごとに支払うものとします。

(9) 本事業の実施に関する協定等

市は、本事業の実施にあたり、次のアからエまでに掲げる協定等を事業者又は運営事業者と締結します。なお、事業契約は、次のイからエまでに掲げる基本契約、施設整備請負契約及び運営業務委託契約から構成されるものとします。

ア 基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結します。

イ 基本契約

市は、事業者及び運営事業者との間で、本事業を実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結します。

ウ 施設整備請負契約

市は、本施設の整備を実施する事業者との間で、本施設を整備するために必要な事項を定めた施設整備請負契約を締結します。

エ 運営業務委託契約

市は、運営事業者との間で、本施設の運営を実施するために必要な事項を定めた運営業務委託契約を締結します。

(10) **遵守すべき法令及び許認可等**

事業者及び運営事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条例等を遵守するものとします。

2 **特定事業の選定方法に関する事項**

市は、本事業の実施に向けた手続を進めるにあたり、PFI法第6条に規定する手続に準じて特定事業の選定を行うこととします。

(1) **選定基準**

市は、現施設の整備及び運営において実施されている事業方式（以下「従来方式」という。）により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。）と、本実施方針に示したDBO方式により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。）を比較し、DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値が従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値を下回ると認められる場合に、PFI法第6条に規定する手続に準じて、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認めた特定事業として選定します。

(2) **評価方法**

市は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）等に定める方法に従ってVFMを評価するものとし、従来方式で実施した場合とDBO方式で実施した場合において、いずれの場合においても達成される成果の水準が同一であるとした場合において、DBO方式で実施することにより公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものとして評価します。

(3) **選定結果の公表**

市は、本事業をPFI法第6条に定める手続に準じて選定事業とした場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表します。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表します。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

市は、本事業をPFI法第6条に定める手続に準じて選定事業とした場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保並びに民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図る観点から、総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する一般競争入札をいう。以下同じ。）により選定することを予定しています。

2 事業者の選定手順

市は、次の手順により事業者を選定することを予定しています。なお、具体的な日程については入札公告時に示します。

(1) 入札公告

市は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告を市において公示するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

(2) 質問受付

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付けます。

(3) 質問回答の公表

市は、上記(2)による質問及びこれに対する回答を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

(4) 一般競争入札参加資格確認申込み

入札に参加を希望する民間事業者（以下「入札希望者」という。）は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加資格確認に必要な書類を提出するものとします。

(5) 一般競争入札参加資格確認結果の通知

市は、一般競争入札参加資格確認書類を提出した入札希望者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果を当該入札参加者に通知します。一般競争入札参加資格があると認められた入札希望者（以下「入札参加者」という。）は、以後の手続において本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画

及び提案を示した事業者提案書（以下「事業者提案書」という。）を提出することができるものとします。

(6) 入札参加者ヒアリング

市は、入札参加者を対象として、当該入札参加者の特性を生かした提案の検討を支援するために、入札説明書等の内容に関する入札参加者別に個別の質問回答を行う入札参加者ヒアリングを行います。入札参加者ヒアリングの詳細については、入札公告時に示します。

(7) 入札書及び事業者提案書の提出

入札参加者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び事業者提案書を提出するものとします。

(8) 提案内容ヒアリング

市は、入札書及び事業者提案書を提出した入札参加者を対象として、必要に応じて事業者提案書の内容についてヒアリングを行うことができるものとします。

(9) 事業者の決定

市は、入札参加者から提出された入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価し、市に最も有利な提案をした入札参加者を選定し、事業者として決定します。

(10) 総合評価入札結果の公表

市は、入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価した結果を、各入札参加者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

3 総合評価の方法

(1) 審査委員会の設置

市は、総合評価一般競争入札により事業者の選定を行うにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により市長が諮問する「新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置し、入札参加者から提出された事業者提案書の内容を評価するための基準（以下「事業者選定基準」という。）等に係る審議を委ね、その経過及び結果を公表します。

事業者選定委員会の構成については、以下のとおりです。

委員長	大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
副委員長	小島 紀徳	成蹊大学理工学部物質生命理工学科教授
委員	水谷 俊博	武蔵野大学環境学部環境学科住環境専攻准教授
委員	安井 龍治	東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場長
委員	荒井 喜久雄	社団法人全国都市清掃会議技術部長
委員	野本 修	西村あさひ法律事務所弁護士
委員	高橋 良一	武蔵野市財務部長
委員	渡部 敏夫	武蔵野市環境政策担当部長

(2) 事業者選定基準の概要

入札参加者から提出された事業者提案書の内容については、次のアからウまでに掲げる事項等について総合的に評価を行う予定です。

ア 事業実施能力及び事業計画に関する事項

イ 本施設の性能、機能及び運営業務のサービス水準に関する事項

ウ 総合的なコストに関する事項

また、次のアからエまでに掲げる事項を評価の視点として含めることを予定しています。

ア 環境の保全に配慮した安全・安心な施設づくり

イ 災害に強い施設づくり

ウ 景観及び建築デザインに配慮した施設づくり

エ 地域社会と暮らしに配慮した施設づくり

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示します。

(3) 事業者の決定

市は、事業者選定委員会から報告される審議の経過及び結果を踏まえ、入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価して事業者を決定します。

4 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

一般競争入札参加資格確認書類として、入札参加者を構成する民間事業者に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定しています。

事業者提案書としては、次のアからエまでに掲げる事項を主な内容として含む事業者提案書の提出を求めることを予定しています。

- ア 非価格要素に関する提案
- イ 施設整備計画
- ウ 施設運営計画
- エ 事業計画

(2) 提出書類の取扱い

ア 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとします。ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で 사용할 ことができるものとします。

また、選定に至らなかった入札参加者の提出書類については、事業者の決定後、当該提出書類を提出した入札参加者に返却します。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとします。

ウ 資料の公開

市は、事業者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった入札参加者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとします。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者と協議することとします。

5 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次のア及びイに掲げる資格要件を全て満たさなければならないこととします。

ア 入札参加者の基本的要件

(7) 入札参加者は、本施設の整備及び運営を実施する 1 以上の民間事業者（以下「構成企業」という。）から構成されるものとします。

なお、構成企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えありません。

(4) 入札参加者は、構成企業の中からプラントの設計及び建設を担当する構成企

業を、入札参加者を代表する構成企業（以下「代表企業」という。）として定め、当該代表企業が入札参加手続を行うこととします。

- (7) 構成企業は、基本協定の締結後に新たに設立する運営事業者に出資を行うものとします。なお、構成企業の全てが運営事業者に出資する必要はありませんが、代表企業及びプラントの運転管理業務を担当する構成企業は必ず出資するものとします。また、運営事業者の株主は以下の要件を満たすこととします。
 - A 代表企業である株主が、運営事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - B 運営事業者の株主は、原則として本件の運営業務委託契約が終了するまで運営事業者の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- (8) 代表企業及び構成企業の変更は原則として認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。
- (9) 構成企業のいずれかが、他の入札参加者における構成企業となることは認めません。
- (10) 構成企業のいずれかと、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできません。
- (11) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

イ 構成企業の要件

(7) 共通の要件

構成企業は、以下の要件を全て満たすこととします。

- A 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- B 武蔵野市において指名停止期間中でないこと。
- C 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。
- D 直近営業年度における法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- E 次に示す者と資金的関係又は人的関係がある者でないこと。
 - (A) 市が本事業に関する検討を委託した株式会社日建設計

(B) 事業者選定委員会の委員及び委員が属する企業又は団体

なお、資本関係又は人的関係があるとは、次に該当する場合をいいます。

a 資本的關係

次の(a)又は(b)に該当する二者の場合。ただし、(a)について子会社又は(b)について子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続中の会社」という。)である場合を除きます。

(a) 親会社と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的關係

次の(a)又は(b)に該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除きます。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(C) その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他上記(A)又は(B)と同視し得る資本的關係又は人的關係が認められる場合

F 次の(A)から(G)までのいずれかに該当する者でないこと。

(A) 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団である者

(B) 自らの役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員である者

(C) 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)が実質的に関与している者

(D) 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者

(E) 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

(F) 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者

(G) 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りな

がら、これを不当に利用する等をしている者

(4) 施設整備業務に関する要件

施設整備業務を実施する構成企業（以下「施設整備企業」という。）は以下の要件を全て満たす単体企業又は以下の要件を満たす者から構成される共同企業体とします。

- A 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- B 建築物の設計業務を担当する構成企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- C 建築物の設計業務を担当する構成企業は、延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績があること。
- D 建築物の建設業務を担当する構成企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- E 建築物の建設業務を担当する構成企業は、電子調達サービスにおいて、建築工事の共同格付Aに等級格付けをされ、最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値Pが1,300点以上であること。
- F 建築物の建設業務を担当する構成企業は、延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。
- G 建築物の建設業務を担当する構成企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有するものを専任で配置できること。なお、これらの技術者は、構成企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければなりません。
- H プラントの設計業務及び建設業務を担当する構成企業は、建設業法第3条第6項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- I プラントの設計業務及び建設業務を担当する構成企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事の総合評定値Pが1,100点以上であること。
- J プラントの設計業務及び建設業務を担当する構成企業は、以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
 - (A) 1炉当たり100t/日以上以上のストーカ方式における規模で発電設備を有すること。
 - (B) 平成24年3月31日（以下「基準日」という。）において、1炉当たり60t/日以上以上のストーカ方式における規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。

(C) 1炉当たり60t / 日以上のスーカ方式における規模で、90日以上連続運転の実績を有すること。

(D) 基準日において、10t / 5h以上の不燃・粗大ごみ処理施設の規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。

K プラントの建設業務を担当する構成企業は、清掃施設工事について建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は構成企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければなりません。

L プラントの設計業務及び建設業務を担当する構成企業は、環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。

(7) 施設運營業務に関する要件

施設運營業務を実施する構成企業（以下「施設運営企業」という。）は、以下の要件を全て満たすものとします。

A 電子調達サービスにおいて武蔵野市の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。

B 運転管理業務を担当する構成企業は、1炉当たり100t / 日以上のスーカ方式における規模で、発電設備を有する施設において、基準日において延べ3年以上の運転管理実績を有していること。

C 運転管理業務を担当する構成企業は、前記Bの要件を満たす施設での1年以上の運転管理実績を有する専門の技術者を、本施設の運営開始から1年以上運営事業者専任で配置し、業務に従事させること。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

市と事業者及び運営事業者とは、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉で、かつ、質の高いサービスの供給を目指すものとします。

(2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、事業契約に示す契約条件等によるものとします。ただし、市は、想定されるリスクに対する責任分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見等があった場合には、必要に応じてリスクに対する責任分担の変更等を行うことができるものとします。

なお、想定されるリスクに対する責任分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスクに対する責任分担を変更した場合は当該回答の内容を事業契約に反映するものとします。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者若しくは運営事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとします。

また、一定額までは事業者又は運営事業者が責任を負うとしたリスクや、市並びに事業者及び運営事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のとおりとします。

2 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

市は、施設整備業務及び施設運営業務の履行を確保するため、施設整備請負契約及び運営業務委託契約のそれぞれについて、次のアからエまでのいずれかに掲げる保証を求めることを予定しています。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証

エ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備請負契約においては施設整備費に相当する額の10分の1以上、運営業務委託契約においては市が各年度に支払う施設運営費に相当する額の10分の1以上とします。

(2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

ア 監視（モニタリング）の方法等

市は、事業者及び運営事業者が事業契約に基づいて本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者及び運営事業者における業務の履行状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求します。

イ 改善要求、支払の減額等

市は、施設整備業務において、施設整備企業の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、施設整備企業に業務方法の改善、当該業務を実施する者の変更等、要求水準未達の部分に係る修補を求めるとともに違約金を請求することができるものとします。

市は、施設運営業務において、運営事業者の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、運営事業者に業務方法の改善、当該業務を実施する施設運営企業の変更等を求めるとともに、要求水準未達の部分に相当する施設運営費を支払わないほか、運営事業者に支払う施設運営費を減額するとともに違約金を請求できるものとします。

(3) 業務の履行の検査等

ア 施設整備業務の既済部分等の検査

市は、施設整備期間中の各年度末に、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行い、その出来高に応じて施設整備費を支払います。

市は、上記の検査の結果、施設整備業務の既済部分等が要求水準書に定めた条件に適合しない場合は施設整備企業に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費を支払うものとします。

イ 本施設の完成検査

市は、本施設の引き渡しを受ける前に、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行います。

市は、上記の検査の結果、本施設が要求水準書に定めた条件に適合しない場合は、施設整備企業に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費の残額を支払うものとします。

ウ 施設運営業務の検査

市は、各支払期の業務完了時に地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行い、運営業務費を支払います。

なお、上記の検査の結果、当該業務が要求水準書に定めた条件に適合しない場合、市は上記(2)イに示す措置を講ずるものとします。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地に関する事項

本施設の建設予定地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書（案）によるものとします。

建設場所 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号地内

用途地域 第一種住居地域

防火地域 準防火地域

高度地域 第二種高度地区

敷地面積 17,000.04m²（うち施設設置用地 約8,000m²）

基準建坪率 60%

基準容積率 200%

周辺状況 建設工事の実施においては、不発弾探査を実施する必要があります。

2 本施設の規模及び配置に関する事項

本施設の規模等の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書（案）によるものとします。

(1) 焼却施設（熱回収施設）

60 t / 日 × 2 基（120 t / 日）（粗大ごみ可燃物等を含む。）

(2) 不燃・粗大処理施設

10 t / 日（5時間運転）

第5 協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 関係者協議会の設置

市が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した事業者提案書並びに市と事業者及び運営事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と運営事業者又は代表企業が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとし、

このため、市並びに事業者及び運営事業者は、事業契約の締結後に基本契約締結当事者が参画する関係者協議会を設置するものとし、

2 管轄裁判所の指定

事業契約に係る紛争については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を、合意による専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに市又は事業者若しくは運営事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとします。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合、又は公共サービスの提供に重大な遅延等が懸念されるような場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとします。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者及び運営事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとします。なお、現時点では、本事業を実施する事業者及び運営事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していません。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者及び運営事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとします。なお、現時点では、本事業を実施する事業者及び運営事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していませんが、市においては本施設の整備が交付金の対象事業に該当するものと考えています。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者及び運営事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとします。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は事業者又は運営事業者との協議により対応を検討することとします。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

施設整備請負契約の締結に際しては、市議会の議決を得るものとします。

2 書類作成に係る費用

質問等の書類、一般競争入札参加資格確認資料、入札書及び事業者提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に係る費用は、事業者の負担とします。

3 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

武蔵野市環境生活部クリーンセンター

郵便番号 〒180-0012

住所 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号

電話番号 0422-54-1221

FAX番号 0422-51-9194

電子メールアドレス cnt-clean@city.musashino.lg.jp

ホームページ <http://www.city.musashino.lg.jp/cms/sec/clean/index.html>

(2) 質問、意見等の受付及び回答の公表

実施方針に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次のアからオまでに掲げるとおりとします。

ア 受付期間

平成24年3月30日（金曜日）午前9時から同年4月20日（金曜日）午後5時まで。ただし、持参による場合は、上記期間の日曜日及び土曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとし、郵送（簡易書留郵便に限る。）による場合は、上記期間のうち平成24年4月18日（水曜日）までの消印のものを有効とします。

イ 提出先

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、意見・質問書（様式1）に記入し、持参、郵送（簡易書留郵便に限る。）又は電子メールのいずれかの方法により提出することとします。

なお、様式1はMicrosoft Excel（Excel 2003に対応した形式とする。）で作

成し、持参又は郵送による場合は記入済みの意見・質問書が記録された電子ファイルをCD-Rに保存して提出することとし、電子メールによる場合は当該電子ファイルを電子メールに添付して送信することとします。電子メールを送信する場合は、件名又は題名若しくはタイトルを「実施方針意見質問（提出者名）」とし、添付する電子ファイルの名称も同様としてください。なお、電子メールにより提出する場合は、担当部局に電子メールが着信していることを電話にて確認して下さい。

エ 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行いません。

オ 回答公表予定日

平成24年5月25日（金曜日）

(3) 実施方針の変更

市は、民間事業者等からの意見等を踏まえ、PFI法第6条の規定に準じて行う特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあるものとします。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表します。

4 今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールは、以下のように予定しています。

平成24年 6月頃	特定事業の選定
同年 7月頃	入札公告
同年 8月頃	一般競争入札参加資格確認資料提出期限
同年 10月頃	入札参加者ヒアリング
同年 11月頃	入札書及び事業者提案書提出期限
平成25年 1月頃	事業者提案の内容のヒアリング
同年 2月頃	事業者の決定及び基本協定締結
同年 4月頃	事業契約（施設整備請負契約は仮契約）の締結
同年 6月頃	施設整備請負契約の本契約成立
平成29年 4月 1日	新清掃工場棟の供用開始
平成31年 7月 1日	新管理棟等の供用開始
平成49年 3月31日	本事業の終了

5 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行います。

<http://www.city.musashino.lg.jp/cms/sec/clean/index.html>

(2) 問い合わせ先

上記 3 (1) に同じとします。

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行いません。

添付資料等

様式 1 意見・質問書

別紙 1 リスク分担表

様式1 意見・質問書

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施方針等に対する意見・質問書

提出者名	
担当者の所属	
担当者の氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	
総質問数	全 問

提出者が法人である場合は、担当者の所属欄及び担当者の氏名欄も記載してください。
提出者が個人である場合は、担当者の所属欄及び担当者の氏名欄の記載は不要です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問

上記の様式をMicrosoft Excel（Excel 2003に対応した形式とする。）で作成し、質問数に応じて上記下段の表の行を追加してください。

番号欄には、連番にて意見・質問ごとに番号を半角アラビア数字にて記載してください。

資料名欄には、意見・質問の対象となる書類の名称を記載してください。

頁数欄には、意見・質問の対象となる箇所が始まるページのページ数を記載してください。

行数欄には、意見・質問の対象となる箇所が始まる行の行数を記載してください。

項目欄には、意見・質問の対象となる箇所が含まれる項目を次の例に倣い記載してください。

例 第1_1_(1)事業名称

意見・質問欄には、各々一つの意見又は質問を記載してください。

別紙1 リスク分担表

リスク要因	リスクの負担者及び負担方法等	
	市	民間
法令変更 (税制変更を除く。)	事業遂行に重大な支障があると認められる法令の変更によるリスク(環境保全規制基準変更等の法令の変更に伴う増加費用の負担)	その他の法令の変更によるリスク(本件事業のみならず、広く一般に適用される関係法令等の変更に伴う増加費用の負担)
税制変更	事業遂行に重大な支障があると認められる税制の変更によるリスク(消費税率の変更等)	その他の税制の変更によるリスク(法人税率の変更等)
物価変動	一定範囲以上の変動リスク(委託費(光熱水費、用役費、薬品費等)の増減変更)	一定範囲内の変動リスク(委託費(光熱水費、用役費、薬品費等)を増減変更しないものに限る。)
金利変動	市における資金調達コストの変動リスク(起債金利の変動による財政負担の増減)	民間における資金調達コストの変動リスク(一時借入金利の変動による費用負担の増加等)
ごみ量変動	一定範囲以上の変動リスク(委託費の増減変更)	一定範囲内の変動リスク(委託費を増減変更しないものに限る。)
ごみ質変動	一定範囲以上の変動リスク(委託費の増減変更)	一定範囲内の変動リスク(委託費を増減変更しないものに限る。)
技術革新	-	新技術の採用の可否に係る検討費用
不可抗力 (施設整備)	損害及び復旧費用の合計額のうち施設整備費の1%を超える金額	損害及び復旧費用の合計額のうち施設整備費の1%に相当する金額以下の金額
不可抗力 (施設運営)	損害及び復旧費用の合計額のうち年間運営委託費の1%を超える金額	損害及び復旧費用の合計額のうち年間運営委託費の1%に相当する金額以下の金額
土地の瑕疵	土地の瑕疵の改善等の費用(土壌汚染、不発弾等があった場合の除去費用の負担等)	-
要求水準変更	変更によるリスク(設計変更による工期や費用の増加、住民対応に伴う仕様(要求水準)変更による工期や費用の増加等)	-
要求水準未達	-	未達によるリスク(要求水準不適合時の修補、改修等の増加費用)
市の帰責事由	市が取得すべき許認可の遅延による増加費用等 市の指示により生じた第三者への損害、施設の破損の復旧費用 市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行による損害(基本契約等の締結後に限る。)	-
民間の帰責事由	-	民間が取得すべき許認可の遅延による増加費用等 民間が実施する業務に起因して発生する事故等による第三者への損害、施設の破損の復旧費用の負担 民間の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行による損害